小口現金の照合の不備

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 対象受検機関 | 検出事項 | 監査の結果 | 措置の内容 |
| 一般財団法人大阪府タウン管理財団 | 一般財団法人大阪府タウン管理財団(以下「財団」という。) の会計規程第38条によると、現金は毎日の現金出納終了後、帳簿残高と照合を行うとされている。財団の本部では、小口現金の帳簿残高との照合は月末精算時に実施し、毎日の現金出納終了後に実施していなかった。 | 【是正を求めるもの】現金のうち、小口現金については、毎日の現金出納終了後に帳簿残高との照合を実施されたい。【一般財団法人大阪府タウン管理財団会計規程】（金銭の範囲）第25条　この規程において金銭とは、現金、預金をいう。２　現金とは、通貨、小切手、郵便為替証書等直ちに現金化できるものをいう。（以下略）（手許現金）第31条　（略）２　（略）３　小口現金は、毎月末日及び会計責任者が必要と認めた場合、精算を行わなければならない。（残高の照合）第38条　出納責任者は、現金については、毎日の現金出納終了後、その金額と帳簿残高とを照合しなければならない。（以下略） | 平成26年12月分より、現金の有高の金種表を作成し、毎日の現金出納終了後、小口現金の帳簿残高と照合を行うように改善した。 |